

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和4年4月1日

この度の「令和4年福島県沖を震源とする地震」により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

同地震に伴う復旧作業等における安全衛生対策の徹底について、3月17日付けにて宮城労働局長より要請書が発出されております。(当支部ホームページに掲載)

未だ余震が続いている状況ですが、地震発生時の作業中止・避難経路の確認、地山・足場等の作業再開前点検、高所作業時の墜落防止対策等一層の御配慮を御願いたします。

令和3年 県内建設業全体では死亡6名を含む337名が死傷！
(前年比22%の増加(死亡災害+3名))

宮城県内労働災害(建設業関係)の発生状況(令和3年(速報値))

宮城労働局発表より

業種	令和元年 全期		令和2年 全期(確定値)		令和2年 12月末		令和3年 12月末		前年同月比較			
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	
									増減数	増減率 %	増減数	増減率 %
全産業計	2432	17	2407	15	2352	15	2988	14	636	27.0	-1	-6.7
建設業	352	7	283	3	277	3	337	6	60	21.7	3	100.0
土木工事業	111	4	94	1	91	1	110	4	19	20.9	3	300.0
建築工事業	191	3	156	2	154	2	168	2	14	9.1		
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業	48	1	46	2	45	2	58	2	13	28.9		
木造家屋建築工事業	80	2	59		58		66		8	13.8		
建築設備工事業	19		19		19		22		3	15.8		
その他の建築工事業	44		32		32		22		-10	-31.3		
その他の建設工事	50		33		32		59		27	84.4		

災害件数は令和3年3月7日までに報告のあった労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。死亡件数は内数となっています。

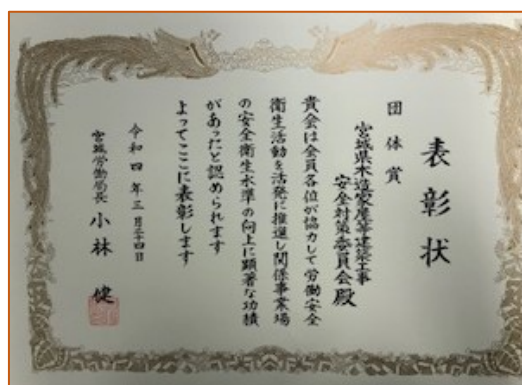
令和3年の労働災害発生状況の確定値は4月以降に確定される予定です。

宮城労働局長より

宮城県木造家屋等建築工事安全対策委員会に団体賞授与

宮城労働局長より、3月24日付けにて、同安全委員会に長年の木造家屋等工事の自主的安全活動に対して、団体賞の授与がありました。

同委員会は、現在、住宅建築関連団体や災害防止団体11団体で構成され、県内8地区の地区委員会が、研修会の実施や、安全指導員の現場安全パトロールに当たっています。



法令改正情報

事務所衛生基準規則等の改正について



主な項目

- 事務所の作業面の照度が一般的事務作業は300ルクス以上に。
- 独立個室型の便所が法令で位置づけられました。男女別にトイレを設けた上で、障がいのある労働者等への配慮となる独立個室型便所を設ける場合は、法令の最低設置数が勘案されます。
- 常時50人以上又は30人以上の女性を使用する使用者は、休養室を男女別に設置することになっています。随時利用できる機能であれば可とされていますが、利用者のプライバシーと安全への配慮が求められます。
- 事務所内の温度は18℃以上28℃以下（空調設備を設置している場合）

厚生労働省 事務所
における労働衛生対
策で検索

行政からのお知らせ～規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起

墜落制止用器具の構造規格については、令和4年1月より完全適用されています。しかし、現在販売されている同器具の一部製品について、構造規格を満たしていないものがあることが判明しています。

同器具の使用に当たっては構造規格の表示（適切な表示がないものは、法令違反となります）をご確認ください。

要件を満たしていないものについては、厚生労働省ホームページ「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について」にて公表されています。

講習案内

◎熱中症予防管理者教育の御案内

労働衛生コンサルタントによる、標記管理者教育を実施します。作業者の夏場の健康管理・救急措置を含めた熱中症予防対策を具体的にご説明します。

第1回 5月31日（火）

第2回 6月7日（火）

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具 本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：〇〇社
製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ ソーバ

種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：〇.〇m
使用可能な重量：〇〇kg
落下距離：〇.〇m

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン 開始

（5月～9月）

宮城県内の熱中症による労働災害は、過去5年で、死亡2名を含む77件に及んでおり、うち34%が建設業で発生しています。

被災者の65%が屋外作業中で、62%は50歳代以上となっています。

👉 詳しくは、当支部ホームページの講習案内をご覧ください！



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604